

三豊市広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市と民間企業等の協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用して実施する三豊市広告事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「広告事業」とは、市の資産を広告(事業者により、その事業活動のため常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものをいう。以下同じ。)の媒体に供し、これに伴う広告料を徴収することをいう。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報紙及び印刷物等

イ 市のホームページ

ウ 市の財産

エ コミュニティバス及び関連する広告媒体

オ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、広告掲載料、広告掲載期間及び募集方法等は、当該広告媒体ごとに別に定める。

(広告の基本原則)

第4条 広告媒体に掲載する広告表示の基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 本市条例及び関係法規を遵守したものであること。

(広告掲載の基準)

第5条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としな

い。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義主張に当たるもの
- (6) 個人の氏名を広告するもの
- (7) 広告媒体の使用、発行等の目的に支障を来すもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (9) その他市長が適切でないと認めたもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、市長が別に定める。

(広告の掲載順位)

第6条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 市内に事業所を有する私企業又は事業者等
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(広告掲載の募集)

第7条 広告の募集は、原則として広報紙、ホームページ等により公募するものとする。

ただし、市長が必要と認める場合は、次に掲げる団体等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業で、市の区域内に事業所等を有するもの

2 前項の規定により広告の募集を行った結果、なお広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、市長は、適当と認めるものに対し、個別に広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、別に定める広告掲載申込書に、掲載しようとする広告の原稿及び図面等を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申込者は、市税等を完納していなければならない。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の申込書を受理したときは、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。ただし、市長は、必要がある場合は、申込者に修正を求めることができる。

2 前項の場合において、広告掲載が適当と認める申込みが掲載募集枠数を超過する場合は、第6条に定める優先順位のとおりとし、同順位のものから2以上の申込みがある場合は、抽選により広告掲載を決定するものとする。

(募集手続等の委託)

第10条 広告の募集事務、広告掲載の適否に係る事項についての調査・検討事務等について、市長は、必要があると認めるときは、その能力を有すると認める者に対し、当該事務手続を委託することができる。

(広告料の納入)

第11条 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、市が指定する期日までに、市の発行する納付書により広告料を一括納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、広告募集に係る事務手続を委託した場合の広告料の納入方法については、別に定める。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとし、広告掲載後、広告主の責めに帰すべき理由により、市に損害を与えたときは、広告主はその損害を賠償するものとする。

2 広告主は、掲載しようとする広告が屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に規定する屋外広告物に該当する場合は、香川県屋外広告物条例(昭和40年香川県条例第18号)に規定する許可を受けなければならない。

3 広告主は、決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告料を納入、又は原稿を提出しなかったとき。

(2) 広告の内容が、この要綱のほか広告掲載に係る基準等の規定に抵触し、又はその

おそれがある場合において、広告主が広告内容等の修正等を行わないとき。

(3) その他広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 広告主は、前項の規定による広告掲載の決定の取消しに伴う損害については、市長に対し、その損害の賠償を請求することはできない。

(広告料の還付)

第14条 納入した広告料は、原則として還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、還付するものとする。

(三豊市広告審査委員会)

第15条 広告掲載について疑義が生じた場合等において、公平性及び中立性を保つため、三豊市広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 委員長は前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

5 審査会の会議は、委員長が招集する。

(1) 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

(2) 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

(3) 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(4) 委員長は必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 審査会の事務局は、秘書課に置く。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第29号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成21年告示第72号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第63号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第64号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第80号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年告示第69号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第15条関係)

委員長	総務部長
委員	総務部総務課長 総務部秘書課長 総務部管財課長 政策部地域戦略課長 市民環境部市民課長 教育委員会事務局教育総務課長